

入札説明書

1 発注業務の概要

業 務 名	米子市防災行政無線施設（同報系）実施設計業務
業務場所	米子市全域
委託期間	契約締結日から平成27年3月25日まで
業務内容	米子市防災行政無線施設デジタル更新に伴う実施設計業務 ※詳細については、別紙仕様書のとおり
最低制限価格	予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次の計算式により算出された額とし、これを下回る価格で入札があった場合は、当該入札者は落札者となることができないものとする。 （直接人件費＋直接経費＋その他原価×9/10＋一般管理費×3/10） （1,000円未満の端数は、切捨て）×1.08
契約保証金	免除
前 払 金	請負代金の10分の3以内
部 分 払	無

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、単独企業で、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を全て満たす法人とする。

業務実績	単独又は共同企業体の代表者として、防災行政無線のデジタル化整備に係る設計業務を受託し、平成26年3月31日までに完了した実績を有すること。
配置技術者	本設計業務に、次に掲げる要件を全て満たす者を管理技術者として配置することができること。 ア 技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）又は第1級陸上特殊無線技士（実務経験3年以上）のいずれかの資格を有すること。 イ 申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込日以前の3か月以上前から継続しているものをいう。）にあること。
指名停止	入札参加申込時点において、米子市の競争入札の参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
そ の 他	（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 （2）次に掲げる税金の滞納がないこと。

	ア 米子市税 イ 消費税及び地方消費税 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
--	---

3 設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面(別記様式第5号)をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成26年4月11日（金）から同年4月22日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成26年4月24日（木）午後5時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき1部ずつ作成し、提出すること。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 業務実績調書（様式第2号） (3) 配置予定技術者調書（様式第3号） (4) 次に掲げる税金の滞納がないことを確認するための書面。 ア 米子市税 イ 消費税及び地方消費税 (5) 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号） ※（4）及び（5）に掲げる書類については、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。 ※ 郵送の場合も、平成26年4月24日（木）必着のこと。 ※ 提出書類様式電子データ（ワード形式）の希望者は、総務部入札契約課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。
審査結果通知	平成26年4月25日（金）に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を確認し、その審査結果を通知する予定。なお、次のいずれかの要件に該当するときは、参加できないものとする。 (1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 (2) 市が発注している工事又は業務の施工又は履行が著しく遅れていると

	き。 (3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められるとき。 (4) 市長が公共業務の受注者としてふさわしくないと認めるとき。
--	---

5 入札日等

入 札 日	平成26年5月14日（水）午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎202会議室
入札書の提出	持参のこと。 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出は、認めない。
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページに掲載されている委託業務に係るものを使用すること。 ※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受注者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。
その他	(1) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。 (2) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 (3) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 (4) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効とする。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず入札に参加することができるとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 資料の作成及び業務内容に関する説明会等は、行わない。
- (5) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づくものとする。

入札参加申込書

平成 2 6 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

業務名 : 米子市防災行政無線施設（同報系）実施設計業務

上記業務案件への一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者 職 氏 名

印

連絡先 : 担 当 者 名

: 電 話 番 号

: ファクシミリ番号

<記載要領>

- ・ 申請日前 3 ヶ月以内に発行された法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)の写しを添付すること。(米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合は、添付不要)

業 務 実 績 調 書

会 社 名		
業 務 名 等	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	業務対象場所	
	履 行 期 間	
	請負金額(最終)	
	受 注 形 態 (該当するものを丸で囲うこと)	単 独 ・ 共 同 企 業 体
業 務 の 概 要		

<記載要領>

- 1 入札参加資格者条件となっている「防災行政無線デジタル化整備工事に係る設計業務」に係る実績（平成26年3月31日までに完了したもの）を記入し、契約書の写しを添付すること。その際に、公共工事分での業務実績を優先して記入すること。
- 2 発注者名は、〇〇県〇〇市等、具体的に記入すること。
- 3 請負金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、共同企業体協定書等の写しを添付すること。
- 5 業務概要は、業務内容等について記入のこと。なお、その概要を確認できる書類を添付すること。

配置予定技術者調書

次の業務に対する配置予定技術者は、下記のとおりです。

会 社 名	
配置予定技術者の氏名	
法令による資格 (取得年月日および登録番号)	()

<記載要領>

- 1 管理技術者としての配置予定技術者を記載すること。
- 2 入札参加資格者の要件となっている法令による資格は、資格者証等の写しを添付すること。
- 3 配置予定技術者は、3 か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること
- 4 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

＜申請者（本社の役員等）＞

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別

＜受任者（権限を委任する営業所の代表者）＞

役職名等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等とは、①法人にあっては非常勤・監査役を含む役員及び権限を委任する支店・営業所等の代表者、②その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等及び権限を委任する支店・営業所等の代表者、③個人事業者にあっては当該個人のことを言います。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取った上で、記載漏れがないよう記入してください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

設計図書等に対する質問書

平成 年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ 印

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
ファクシミリ番号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業 務 名 ： 米子市防災行政無線施設（同報系）実施設計業務

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

(送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください。)

平成 26 年 度	部 長	課 長	係 長	精査主任	設 計	念書浄書
-----------	-----	-----	-----	------	-----	------

米子市防災行政無線施設(同報系)実施設計業務

金 _____ 円 也

工 期：契約日～平成27年3月25日まで
工事場所：米子市全域

工 種	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	小 計	摘 要
1.	業務委託料			1.0	式			
	総 合 計							

工 種	名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	小 計	摘 要
1.	業務委託料							
A.	直接人件費			1.0	式			
B.	直接経費			1.0	式			
C.	その他原価			1.0	式			
	業 務 原 価							
	一 般 管 理 費 等			1.0	式			
	業 務 価 格 計							
	消費税及び地方消費税相当額			1.0	式			
	合 計							

米 子 市
防 災 行 政 無 線 施 設 （ 同 報 系 ） 実 施 設 計 業 務
仕 様 書

平成 2 6 年 4 月
米 子 市

米子市防災行政無線施設（同報系）実施設計業務 仕様書

第 1 章 総 則

第1条 業務名称

米子市防災行政無線施設（同報系）実施設計業務

第2条 目的

本業務は、米子市が、住民に適切な防災情報の提供を図るため、防災行政無線（デジタル同報系）整備に必要な実施設計を行うものであり、この施設整備により住民への広報を迅速かつ的確に行うことで、住民の安心安全の提供を図ることを目的とする。

調査設計にあたっては、米子市の地域特性（自然条件・地形・住民生活等）や保有する情報通信基盤の整備状況を十分に考慮し、将来の社会情勢の変化に対応できるよう経済的、合理的な施設整備を図ることを念頭に置いた実施設計を行うものとする。

第3条 適用

本仕様書は、米子市（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）との間で締結する「米子市防災行政無線（同報系）実施設計業務」における業務委託契約（以下、「業務」という。）に適用する。

第4条 業務実施場所

米子市内とする。

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日より平成27年3月25日までとする。

第6条 準拠する法令等

本業務の実施については、本特記仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 電波法ならびに同法関係規則
- (3) 有線電気通信法及び関係法令

- (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (5) 建築基準法及び同法施行令
- (6) 道路法
- (7) 道路交通法
- (8) 日本工業規格（JIS）
- (9) 日本電機工業会規格（JEM）
- (10) 総務省 市町村デジタル同報通信システムの推奨規格
- (11) 米子市個人情報保護条例
- (12) 米子市地域防災計画
- (13) 鳥取県地域防災計画
- (14) 米子市諸規則
- (15) その他関係法令および通達等

第7条 業務計画書

「乙」は、本業務を実施するにあたり、次の書類を「甲」に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 管理技術者届（業務経歴を添付）
- (4) 業務工程表
- (5) その他「甲」が必要と認める資料

第8条 実験局

本業務の受託者が調査に使用する電波伝搬調査実験局は、電波法(昭和25年法律第131号)第7条(申請の審査)の規定の委任に基づき、電波監理委員会設置法(昭和25年法律第133号)第17条の規定により定められた無線局（放送局を除く）の開設の基本的基準第6条に定める免許を受けた局であること。また、事前に、無線局免許状、無線局事項書、工事設計書の写しを提出すること。

第9条 管理技術者等の選任

「乙」は、防災事業に精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。また、管理技術者は、本業務の円滑な進捗を図るため、技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）、第1級陸上特殊無線技士（実務経験3年以上）のいずれかの資格を有する技術者を配置しなければならない。

第10条 入札者の資格及び条件

- (1) 予定配置の管理技術者は、技術士（電気電子部門）、RCCM（電気電子）、第1級陸上特殊無線技士（実務経験3年以上）のいずれかの資格を有すること。
- (2) 「乙」は、防災行政無線デジタル化整備工事に係る設計業務を受託した実績を有していること。（平成26年3月31日までに完了した業務に限る。）
- (3) 本業務は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条（民生安定施設整備事業）に基

づく補助事業及び社会資本整備総合交付金【都市防災総合推進事業（地震に強い都市づくり緊急整備事業②）】を併用活用して整備を行う予定としているため、それぞれの内容に精通し、かつ業務を円滑に実施する能力を有し、各事業採択のための事前折衝に係る資料の作成及び折衝への出席及び技術的な説明を行う能力を有する者でなければならない。

なお、標記に係る資料作成等の諸手続き、折衝への出席、それらに必要な打合せ等は、本業務に含まれるものとする。

第11条 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、「乙」の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に「甲」に報告するものとする。

第12条 秘密の保持

「乙」は、本業務の遂行により知りえた情報を「甲」の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第13条 個人情報の保護

本業務の履行にあたって「乙」は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うには、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

「乙」は、本業務により知りえた情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。

第14条 貸与資料

「甲」は、本業務に必要と認められる資料を「乙」に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに「甲」に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第15条 敷地・施設への立入

「乙」は、電波伝搬調査および設備設置調査にあたり、調査を実施するため第三者の敷地、施設に立入る場合には、事前に「甲」および関係者協議の上、業務の円滑な遂行に努めるものとする。

業務の施工中は、常に安全を留意し、また、第三者に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに、万一本業務中、第三者に損害を与えた場合は、速やかに「乙」の責任において賠償しなければならないものとする。

第16条 関係官公署への手続き

作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは「甲」と協議の上、「乙」において迅速に処理しなければならない。

第17条 成果品の瑕疵

「乙」は、納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は「甲」の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は「乙」が負担するものとする。

第18条 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て「甲」の所有とし、「甲」の承諾を受けないで他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど「乙」あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、「甲」はその一部使用権及び使用許諾をもって使用するものとする。

第19条 検査

業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第20条 疑義

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議によって決定するものとする。

第21条 制限事項

- (1) 「乙」は、本業務が対象とする防災行政無線設備の設置請負工事入札に参加できないものとする。
- (2) 「乙」は、本件業務の主たる処理を他に委託し、また、請け負わせてはならないものとする。
ただし、予め書面により当市の承認を得た場合は、この限りではない。主たる処理とは、次に掲げるものをいう。
 - ア. 総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断
 - イ. 解析業務における手法の決定及び技術的な判断
- (3) 「乙」は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く設計業務の一部を再委託するにあつては、当該設計業務の遂行能力を有する者を選定しなければならない。
- (4) 「乙」は、前項の設計業務を再委託する場合は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を本市に提出しなければならない。

第22条 その他

本業務を行う上での留意事項

- (1) 業務の実施に伴い必要とされる設備機器等は、すべて受託者が調達・負担すること。

- (2) 本業務で作成される成果物の所有権（他で著作権及び所有権が設定されているものを除く。）については、全て本市に帰属するものとする。また、業務の履行にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等に従い実施するものとする。
- (4) 本仕様書に記載の無い事項及び業務履行中に疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方協議の上で定めるものとする。ただし、業務の性質及び社会通念上、当然に受託者が実施すべきものと認められる事項については、協議によることなく受託者の責において実施するものとする。
- (5) 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。成果物等において、特定の製品名、製造所名又はこれらが推測されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ本市担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (6) 受託者は、財源（補助金等）について、本市担当職員に協力及び助言を行うとともに、補助金等の申請に係る協議及び資料作成等の緒手続について、完全に履行すること。

第2章 業務内容

第23条 計画概要

(1) 親局設備	1式 (60MHzデジタル)
(2) 屋外拡声子局	約300局 (局数は電波伝搬調査により決定する)
(3) 再送信子局	3局 (局数は電波伝搬調査により決定する)
(4) 遠隔制御装置	38台 (台数は本業務内にて決定する)
(5) 戸別受信機	199式 (台数は本業務内にて決定する)

第24条 基本検討

(1) 計画準備 (情報収集・現状把握)

既設設備の把握に必要な図面、機器資料、また新設設備を配置する箇所の選定に必要な地域防災計画、避難所地図などの資料及び情報を参考にし、整備概要・スケジュールをまとめた整備計画書を作成すること。特に、災害時の重要システムである観点から、新旧交替時にシステム停止時間のない仕組みを検討すること。

(2) 机上検討

①設備配置検討

既存の基本計画の資料をもとに、避難所に指定されている箇所などの設置候補地を整理し、屋外拡声子局の配置を検討すること (最新の災害危険箇所の情報を反映すること)。

②避難計画検討

地区ごとの避難勧告等の発令基準や、発令の地区単位 (ブロック) の検討、避難所の開設等の災害ごとの避難計画を考慮し、屋外拡声子局の配置や、群・グループ放送の設定への反映について検討を行うものとする。

③机上回線設計

基地局からの電波を机上にてシミュレーションし、再送信子局、屋外拡声子局の候補地を決定する。

計画されている基地局、再送信子局と屋外拡声子局の机上計算による回線設計を行い、十分な回線品質を確保できることを確認するものとする。

回線設計の成果品として、エリアシミュレーション、プロフィール等を盛り込んだ回線設計報告書を作成するものとする。

④机上音響伝搬設計

屋外拡声子局の設置候補地より、音響を机上にてシミュレーションし、スピーカーの種類、数量を検討し音響設計報告書としてまとめること。

第25条 現地調査

(1) 設置場所調査

再送信子局、屋外拡声子局の設置候補箇所について、電源の状況や周囲の環境などについて設置場所の調査を行う。

なお、設置場所に係る情報については、固定資産台帳等の個人情報を取り扱うため、米子市個人情報保護条例に基づき、十分な管理を行うものとする。

(2) 親局の市役所内機器設置場所の検討

親局（新設基地局）の操作机等の設置場所及び電源の状況や周囲の環境、空中線設置場所等の調査について必要な事項を調査するものとする。また、停電時の対策として、本庁舎屋上に自家用発電機の設置を検討するものとする。

(3) 電波伝搬調査

計画されている基地局及び再送信子局より、実験波による電波伝搬測定を対象全局において行い、十分な回線品質を確保出来る屋外拡声子局を選定すること。結果を電波伝搬調査報告書としてまとめること。

①受信電界強度測定

屋外拡声子局において受信人カレベルを測定する。

②ビット誤り率（BER）測定

屋外拡声子局においてビット誤り率（BER）を測定する。

③ハイトパターン測定

屋外拡声子局において必要に応じ、空中線の高低による受信入力レベルの変化を測定する。

④指向パターン測定

屋外拡声子局において必要に応じ、空中線の指向特性を測定する。

第26条 実施設計

(1) システム設計

①設計計画

既設設備の利用などを考慮し、無駄がなくスムーズに移行できるシステム構成を検討するものとする。なお、J－A L E R Tとの接続等の検討を行い、全体のシステム構成を行うものとする。

併せて工事期間における運用方法を検討し、移行計画の作成を行うものとする。

（例1：アナログ、デジタルの別運用の場合は、J－A L E R T受信機及び自動起動装置についての検討

例2：アナログ、デジタルの同時運用の場合は、上記に加え、米子市及び淀江支所の既設装置に対する検討）

また既設遠隔制御装置の回線変更が必要かどうかの検討と、回線使用料の目安算出を行うものとする。

②工事発注仕様書の作成

現地調査等に基づき、システムの構成に必要となる、基地局・再送信子局や拡声子局の機器仕様を検討し、工事発注仕様書を作成するものとする。

なお、既存設備の利用などを考慮し、防災無線停止時間がなく、無駄のないスムーズな移行計画・システムを検討すること。また、既設 J - A L E R T、消防指令システムとの接続を考慮するとともに、機器仕様は施工業者を特定することの無い内容とすること。

③その他

工事の発注に必要な書類の作成を行うものとする。

(2) 設計計算

材料や機器の選定に必要となる計算を行うものとする。また、設置設計に必要となる強度計算についても実施するものとする。

(3) 設計図面作成

システム構成図、基地局・再送信子局の機器設置図、配線配管図、屋外拡声子局の設置平面図および機器の装柱図や外観図など、設置の際、必要な図面を作成するものとする。

(4) 数量計算及び事業費積算

設計図面に基づき、機器数量および工数の拾い出しを行うものとする。また、数量計算に基づき、概算事業費を算出すること。

なお、平成 27 年度の予算申請対応のため、指定月を目途に中間の概算事業費資料を提出するとともに、複数年度にわたる段階整備を踏まえた整備計画の策定を行うものとする。

(5) 関係機関協議・資料作成

総務省中国総合通信局、防衛省中国四国防衛局、国土交通省中国地方整備局等関係省庁との協議を実施するとともに、無線局設置計画書等を作成するものとする。

また、「甲」の指示により、必要な打合せ協議に同席するものとする。

第27条 設置工事契約についての協力

平成 27 年度以降の設置工事を実施するにあたり助言や提案を行うものとする。

第3章 成果品

第28条 成果物

本業の成果物（図面・積算書含む）は以下のとおりとする。なお、提出部数は各2部とし、電子ファイルは別途CD-R等の電子媒体に格納し1部提出するものとする。

(1) 調査報告書

- ①電波伝搬調査報告書
- ②音達調査報告書
- ③現地調査（設置場所調査）報告書（建造物強度計算書含む）

(2) 設置計画書

- ①回線設計報告書
- ②屋外拡声子局配置エリア図

音響伝達として、市内全域を細分化した地形図（建物と地形が表示された地図）上に子局の設置位置と各子局からの音響効果の範囲（雲形の図）を記した屋外子局配置エリア図を作成すること。

子局の情報として、次の項目を明記する事

- 1) 屋外拡声子局番号
- 2) 屋外拡声子局設置場所の緯度経度
- 3) 屋上設置と支柱設置の別
- 4) アンサーバック機能を有する屋外拡声子局にはその旨を記載（及び無線機出力等）
- 5) スピーカーの種類・出力数・方角、アンテナの方角（及び素子数、形状等）

(3) 設計図書

- ①システム構築及びシステム系統図
- ②基本設計概要
- ③実施設計書（建造物強度計算書、積算内訳書、設計図面を含む。H26年9月目途に概算事業費を提出すること）
- ④工事発注仕様書（入札条件、システム系統図、システム仕様、機器仕様、工事仕様を含む）
※複数年度による段階的整備を予定しているため、その計画に応じて作成すること。
- ⑤関係官庁への提出書類（無線局設置計画書等、助成事業申請書類等）
- ⑥その他、米子市が必要とする書類（必要部数）

第29条 成果物の納入等

(1) 納入期日

平成27年3月25日

(2) 納入場所

米子市役所総務部防災安全課

(3) 納入数量

冊子（図面・積算書含む）各2部

電子媒体（CD-R）1部